

京都市消防局訓令乙第9号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の職名等に関する規程及び京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

京都市消防職員の職名等に関する規程及び京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程

(京都市消防職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 京都市消防職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条の表中「統括主任、主任」を「主任」に改める。

附則第2項中「この訓令の施行の際」を「平成24年4月1日において」に改める。

附則第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 平成25年4月1日において現に統括主任の職名にある者については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

(京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部改正)

第2条 京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「統括主任・主任級」を「主任級」に改める。

第6号様式中「統括主任・主任級」を「主任級」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)